

指宿市景観計画（素案）に対するご意見とそれに対する市の考え方

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
1	【表紙】年月の下に「指宿市」を入れる。	ご指摘のとおり「指宿市」を加筆いたします。
2	<p>【目次】3つの章に区分する。</p> <p>(仮) 第1章 指宿市の景観 1～9 第2章 指宿市の景観創り 10～14 第3章 景観形成の推進 15</p> <p>理由：目次は、そこを見るだけで全体の大枠が把握できる方が望ましい。1～15が連続して記述されている現状では、読み手の努力が要る。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、以下のとおり目次の構成を検討いたします。</p> <p>第1章 指宿市の景観（1～5） 第2章 指宿市の景観創り（6～13） 第3章 景観形成の推進（14）</p> <p>意見7に対する考え方により目次の構成を再編する予定です。</p> <p>なお、各章とは別に資料編として、策定経過及び、これまで開催した市民参加の景観まちづくりワークショップ（以下、「ワークショップ」）や指宿市景観計画策定検討委員会（以下、「委員会」）、指宿市景観計画策定協議会（以下、「協議会」）に関する資料を掲載する予定です。</p>
3	<p>【P1】図表-1の「指宿市景観条例」（破線枠）と「指宿市屋外広告物条例」（実線枠）の位置を取り換える。また、矢印の向きも上向きにする。加えて、鹿児島県屋外広告物条例の接続位置も変える。</p> <p>理由：指宿市景観条例の制定はこれからということかもしれないが、現状では、本計画は指宿市屋外広告物条例に基づいて策定されるような誤解を生じる恐れはないか。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、「指宿市景観条例」及び「指宿市屋外広告物条例」の位置関係を整理し、図表-1（指宿市景観計画の位置づけ）の構成を再検討いたします。</p>
4	<p>【P3】全文を以下のとおりとしたら、いかがか。</p> <p>(仮)本市は、鹿児島県薩摩半島の南端に位置し、東シナ海と錦江湾に面していることから、陽光まぶしい開放的で美しい自然の景観に恵まれています。</p> <p>また、本市には九州で一番の大きさの池田湖や古くは南蛮貿易の重要な中継地であった山川港、市内の各所に温泉情緒を醸し出す湯煙など、火山性地形と生活圏が一体となった独特の景観が形成されています。本市を周遊する沿道には亜熱帯植物や色鮮やかな花壇が見られ、市西部には秀麗な稜線が大空に際立つ薩摩富士こと開聞岳が眺められ、アロハのまちの南国ムードが漂う長崎鼻もあります。</p>	<p>ご意見の内容を参考にさせていただきながら、（1）概況の説明文が、指宿市の景観を大きく幅広く捉えた記述となるよう、全文の見直しを検討いたします。</p>

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
4 (続き)	<p>市東部には環境省の「かおり風景百選」に認定されている潮の干満で陸続きになり歩いての渡島も楽しめる知林ヶ島の浮かぶ景観も見どころです。</p> <p>更に本市では、市域の34%が景観の秀でた地域のみが指定される国立公園となっている自然景観はもとより、畑地の土壌や温暖な気候などの特性を活かし、白や黄色の清楚な花を咲かせ緑鮮やかに整然と作付けされた農村地域の景観も市民に季節感と潤いを与えています。</p> <p>理由：この項は、「概況」である。指宿市の景観を大きく幅広く捉えた記述が必要ではないか。現案は、スポット的な景観の記述にとどまっている感じである。</p>	
5	<p>【P3】1行目「鹿児島湾」「錦江湾」とする。</p> <p>理由：本計画では、市民が日常的に使う用語が望ましい。下から3行目には「錦江湾」とあり、用語の統一も必要。因みに、環境省は本市のエリアを「霧島錦江湾国立公園」と称している。</p>	<p>ご指摘のとおり「錦江湾」に修正いたします。</p> <p>なお、本計画内の表現を全て統一いたします。</p> <p>・P13 図表-9 (2知林ヶ島の概要文内)</p>
6	<p>【P3】「図表 3 地形等の概要図」だけで良いので、「距離スケール」、池田湖の「水深」、開聞岳の「標高」を入れる。</p> <p>理由：地図において、距離と方位は必須である。</p> <p>池田湖の水深は、目には見えない景観ではあるが、その事実は心象風景として残るものである。</p>	<p>図表-3は地形等の概要として地質の分布等を確認する目的で掲載しており、地図としての距離等の確認は想定していないため「距離スケール」の表示はしていません。</p> <p>また、本図には等高線等が無く標高(水深)の確認は想定しないため、記載は行わないこととさせていただきます。</p> <p>なお、P3以降の図表についても、それぞれの目的別に掲載しているため、同様の取り扱いとさせていただきます。</p>
7	<p>【P3】「図表 3 地形等の概要図」の下に、P12の「説明文」と「図表 8 都市地域構成図」を移動してくる。</p> <p>理由：これにより、図表-3の自然的区分図と図表 8の人為的区分図が“対”を成し、指宿市の景観の基礎をなす事象が理解しやすくなる。加えて、P12の「4 都市地域の構成」が、ここにポツンと有ることは、不自然ではないか。</p>	<p>P12の図表-8「都市地域構成図」は、前項の指宿市都市計画マスタープランの流れから順序立てて掲載を行っているものであります。</p> <p>ご指摘の内容を踏まえて、掲載位置はそのままとし、目次及び各項のタイトル構成を再編いたします。</p> <p>・4 都市地域の構成 (3) 都市地域の構成 これに伴い、以降の目次(大項目)のナンバリングを修正いたします。</p> <p>・5 景観資源の抽出 4 景観資源の抽出 (中略)</p>

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
7 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 景観形成の推進に向けて 14 景観資源の推進に向けて
8	<p>【P4】(2)のタイトル「指宿火山群に立地する湯のまちの景観」「湯のまちと指宿火山群の景観」とする。</p> <p>理由：市民や観光客の指宿に対するイメージは、先ずは「湯のまち」であり、次に「火山」との関係であろう。</p>	ご指摘のとおり、タイトルを修正いたします。
9	<p>【P4】「スメ」の枕詞として、「温泉蒸気の熱を利用して食材を加熱処理する・・・」スメといった説明の一言を加えたらどうか。</p>	ご指摘の内容を踏まえ、「スメ」がよりわかりやすくなるよう、枕詞を加筆いたします。
10	<p>【P4】標高「214.8」「215」とするなど、要検討。</p> <p>理由：本計画の主旨、有効数字などの観点から、小数点以下をどこまで記述するかは要検討。P6には「34.08%」、「5,072.0ha」と、P12には「45.3%」とあるが、これらも同じ。</p>	ご指摘のとおり、有効数字の取り扱いは非常に大事な部分ではありますが、掲載されている数値については、委員会の中で議論がなされ、公表されている数値については、そのまま記載を行うこととなりました。よって、有効数字として統一するのではなく、現行のまま詳細な数値での記載とさせていただきます。
11	【P5】「他方、」 トル。	ご指摘のとおり、文章を修正いたします。
12	<p>【P5】「捍海隄」の枕詞として、P29の「天保年間に・・・築かれた」をここに持つてくる、あるいは、もう少し文言を加えて「天保年間に・・・築かれた、浅瀬でも船を安全に停泊させることのできる石造りの防波堤である」捍海隄とする。また、初出だけで良いので「ふりがな」を付けた方が良い。</p> <p>理由：文言の説明は、最初に出てくる文言のところであるというのが通常。枕詞の追加を示したのは、「捍海隄」は浅瀬の海岸で潮の満ち引きによる海水位の変動に関わらず安全に停泊でき、しかもコンクリートでなく風情のある石造りが郷愁を誘う海浜風景を形成しているということを、本計画においては伝えた方が良いと思うから。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、「捍海隄」がよりわかりやすくなるよう、枕詞を加筆いたします。</p> <p>また、ふりがなについても加筆いたします。</p>
13	<p>【P5】「図表 4 文化財等の分布図」の下に、P13の「説明文」と「図表 9 景観資源一覧」を移動してくる。</p> <p>理由：これにより、図表 - 4の法定的景観資源と図表 9の市民認識的景観資源が“対”を成し、指宿市のスポット的景観</p>	景観資源は、文化財等に限られるものではなく、自然景観としての景勝地や観光スポット等を含め景観資源としてのまとまった一つの項目であると考えておりますので、P13～P15のとおり現行の掲載のままさせていただきます。

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
13 (続き)	<p>の種類や位置などが把握しやすくなる。 加えて、P13の「5 景観資源の抽出」 が、ここにポツンと有ることは、不自然 ではないか。</p>	
14	<p>【P6】数値の取り扱いについては、意見10 で述べたとおり。</p>	<p>意見10に対する考え方と同様です。</p>
15	<p>【P7】農地の景観について、指宿市ではどう なっているのか、その特徴や特性を景観の観点 を踏まえてもう少し記述したらどうか。 理由：指宿市には、沿道には各種の小売店舗 が、海岸部には大きなホテルが見られる が、大工場が次々と連なる風景は見られ ない。農地では、当たり一面に広がる水 田の風景もない。ところが、これこそ指 宿市の火山性の土壌や気候の特性を活 かしたと言える、清楚な白い花を咲かせ る豆類や南国の豪華な花を思わせるオ クラの花、辛抱強く地べたに這いつくば ったイモ畑など、季節感、気候風土、農 業の匂いといった農地が広がっている。 現状の記述内容は、事務的な感じが する。</p>	<p>ご意見の内容を参考にさせていただきながら、 (5)農地の景観の説明文が、事務的でなく、そ の特徴や特性を踏まえた記述となるよう、全文の 見直しを検討いたします。</p>
16	<p>【P12】このページをP3に移動した方が良 いというのは、意見7で述べたとおり。また、 数値の取り扱いについては、意見10で述べた とおり。</p>	<p>意見7及び意見10に対する考え方と同様で す。</p>
17	<p>【P13】このページをP5に移動した方が良 いというのは、意見13で述べたとおり。</p>	<p>意見13に対する考え方と同様です。</p>
18	<p>【P19】「7 景観形成の目標」「7 景観 形成の理念と目標」 理由：「7」には理念と目標が記述されている。 一般には、理念が目標より上位に位置付 けられることから、「理念」を追記する。</p>	<p>ご指摘のとおり、タイトルを修正いたします。</p>
19	<p>【P19】文の上部「本市の景観は、この地 に・・・います。(矢羽)守る・・・繋ぐ」を、 P23の「9 景観計画区域に・・・関する方針」 の直下に移動する。 理由：この部分は、理念というより、景観形成 のための手順という色合いが強い。むしろ、 P23の「9 景観計画・・・方針」 の内容との親和性が高いのでは。</p>	<p>ご指摘のとおり、P19の説明文(上部矢羽ま で)はP23以降に掲載しています景観形成の基 本の方針(～)に直接関連するものでござい ます。 よって、ご指摘の内容を踏まえ、説明文の掲載 場所を再検討し、よりわかりやすい構成に再編 いたします。</p>

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
20	<p>【P19】基本理念の各文の最後の「必要があります」は、削除する。</p> <p>理由：ここでは、本計画では景観形成をどう考えるかという理念（考え方）を述べるにとどめれば良いと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、文章を修正いたします。</p>
21	<p>【P19】枠内の「景観まちづくり・・・語られた」は、削除する。</p>	<p>基本理念として掲げた「五感に訴える」景観づくりは、ワークショップの中で生まれた重要なキーワードであることから、その背景を強調する意味で記載を行っていましたが、本項の基本理念に関する冒頭説明で同様の表現が使われている部分もありますので、ご指摘の内容を踏まえ、文章の修正を検討させていただきます。</p>
22	<p>【P19】枠内の「来訪客が訪れて」「観光客が訪れて」とする。</p>	<p>来訪客という表現には、観光客を含め、観光目的以外で指宿市を訪れる全ての方々を意味しております。よって、観光客という表現では対象者が狭義となってしまおうと考えております。</p> <p>なお、P21の「景観形成の基本目標」のタイトル中に「来訪者」という表現を使用しておりますので、統一を図るため、「来訪客」を「来訪者」に修正いたします。</p>
23	<p>【P20】「ほっと 感 いぶすき」をP21の「(2) 景観形成の基本目標」の上部に移動し、現文はそれに応じた加工をする。結果として、「(1) 基本理念と将来像」は「(1) 基本理念」に、P20は削除する。</p> <p>理由：「ほっと 感 いぶすき」については、市民有志が色々と意見を出し合って提案されたという経緯には敬意を表するが、状況を承知しない一般市民がこれにより指宿市の将来の景観像をイメージできるだろうか。そもそも、このフレーズだけで“景観”の“将来像”を表すには、無理がないか。それ故に、上部や下部の説明が必要になっているのではないか。むしろ、P21の「目標」と一緒にした方が、5つの目標を一言に集約し、頭に残りやすく、みんなで唱和しやすいという意味で、価値が出てこないか。</p>	<p>ご意見の中にもありますとおり、本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を取り入れるためにワークショップを開催しており、そこで提言のあった内容をP19～P20の基本理念と将来像に盛り込んでおります。</p> <p>こちらに掲載している内容は、ワークショップを通じて参加者及び景観アドバイザー（有識者）の方々の賛同を得た成果を計画提案し、委員会及び協議会でも承認をいただいている重要な部分であると考えているため、現行のままとさせていただきます。</p>

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
24	<p>【P21】記述の問題なのか、受け取り方の問題なのか、ここで言う「基本目標」は景観の「より良い“形成”の在り方」が目標なのか、より良い景観形成に努めた結果の先にある「景観そのもの」が目標なのか。後者であれば、「来訪者にときめき…景観づくり」は、「来訪者にときめき・・・景観」としたほうが良いのでは。</p>	<p>景観形成の基本目標として掲げた～の全てにおいて、ご指摘のあった目標の捉え方のどちらにも該当するものと考えておりますので、現行のままとさせていただきます。</p>
25	<p>【P22】「8 景観計画の区域」「8 景観計画の区域と期間」とする。 理由：計画論的に言えば、ここらで「計画期間」を述べる必要がある。 (意見19を参照)</p>	<p>良好な景観形成を図っていくためには、市民をはじめ、事業者や各種団体などの理解と協力のもと長期的に取り組むことにより実現するものであると考えるため、計画期間は定めておりません。 しかしながら、本計画のP51以降に記載のある景観形成重点地区の候補地等において、重点地区の指定を行う場合や、景観資源の保全・活用の状況に応じて、適宜、計画内容の追加・修正を行い発展型の計画として運用することとします。</p>
26	<p>【P26】次のとおり用語を変更したらどうか。(2)景観類型の整理と景観形成方針「景観の類型化と・・・」とする。 ア 景観形成ゾーン「観光景観ゾーン」とする。 (ア) 開聞岳・長崎鼻・竹山景観ゾーン (イ) 池田湖・鰻池・開聞岳景観ゾーン (ウ) 指宿温泉景観ゾーン 魚見岳・知林ヶ島地区 指宿駅前地区 摺ヶ浜地区 今和泉・宮ヶ浜地区 (エ) 山川港臨海景観ゾーン イ 景観エリア「生活圏景観エリア」とする。 (ア) 農地景観エリア (イ) 森林景観エリア (ウ) 温泉景観エリア (エ) 漁港景観エリア ウ 景観形成軸「環境景観軸」とする。 (ア) 火山カルデラ自然景観形成軸「形成」をトル。 (イ) 臨海景観形成軸「形成」をトル。 (ウ) 沿道景観形成軸「形成」をトル。 * 以上の変更については、本文の変更も同じ。</p>	<p>景観類型の整理と景観形成方針については、委員会及び協議会において議論いただき、承認された用語であることと、本計画では対象区域を指宿市全域として考えているため、ご指摘の内容にある「観光」や「生活圏」という表現を使用した際に、指宿市全域を網羅するためには、少し狭義に取れる部分もあると考えられるため、現行のままとさせていただきます。</p>

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
27	【P27】図表 13, 図表 15に, 「凡例」を入れる。	<p>図表 - 13, 図表 - 15については, それぞれの図の中に表記を行い, 把握できると判断したことから凡例を設けておりません。</p> <p>また, 図表 - 14については, エリアが点在することから図面表記が難しいため, 凡例を設けて整理しております。</p> <p>なお, 図表 - 16はそれぞれの図を重ねて見るために用意したものであり, 各図に凡例を設けると図表 - 16での整理が難しくなるため, 現行のままとさせていただきます。</p>
28	【P27】初出だけでよいから「いじょう」の「ふりがな」を付けた方が良い。なお, 2番目の「*」は, トル。	ご指摘のとおり, ふりがなを加筆いたします。
29	【P54】(1)にある「空家等対策計画」とP55のオにある「空家等対策の推進に関する特別措置法」との関係はどうなっているか。また, 指宿市において, 特別法の適用の可能性はあるのか。	<p>今後「空家等対策計画」の担当課と連携しつつ, 個別案件について対応を協議することになること, 空家等対策に関する指導・助言・執行については, 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき担当課が中心となって, 取り組むこととなるため, 本記述については, 現状のままさせていただきます。</p>
30	【P54】「農振法」 正式な法律名とする。	ご指摘の内容を踏まえ, 正式名称である「農業振興地域の整備に関する法律」に修正いたします。
31	【P55】(2)にある「景観法に基づき」「本計画や関係法令に基づき」としたほうが, 本計画の意義が強調されるのではないか。	ご指摘のとおり, 文章を修正いたします。
32	【P55】アのタイトル中の「等」は何を想定しているか。文中の事業者「等」も同じ。	<p>良好な景観形成を図っていくためには, 多様な分野の方々の協力が不可欠であると考えており, 文章中にある市民, 事業者, 各種団体, 行政の他にも, 例えば, 教育機関や市外在住の方など参画していただける可能性がある全ての方々を想定しております。</p> <p>ご指摘の内容を踏まえ, 市民, 事業者, 各種団体, 行政及び「等」の表現を見直し, 文章の構成を再検討させていただきます。</p>
33	【P55】アの文中の「多くの市民、事業者、各種団体が参画した(組織or話し合いの場)」とP56の(3) - アの「景観づくりの組織」とは, どういう関係か	<p>柔軟な考え方に基づくものにはなりますが, 例えば, P55のア文中にあるような協働の景観づくりを行うための景観形成推進団体が市民主導で発足した場合に, 取組を進めていく中で機運が高まり, P56の(3) - アの「景観づくりの組織」に発展する可能性は考えられます。</p>

No	ご意見等	意見等に対する市の考え方
34	【P55】(3)-イにある「具体的な推進組織等」とは、主に市内の組織ということか。	市民主導の推進組織もあれば、行政主導の推進組織も考えられ、弾力的な表現としております。
35	【P56】本計画には、道路を何カ月で建設するといった事案などとは異なる、自然や市民の生活が絡む一筋縄ではいかない景観形成について、「計画の進捗状況の点検あるいは評価」というか「計画の見直し」というか、計画を柔軟にとらえ、適宜、必要な項目を起こした方が良くないか。指宿市の景観の太宗を占めるのは、自然景観である。その点において、「第二次指宿市環境基本計画」の「第3章 第4節 自然環境・野生生物」、「同 第8節 環境政策 1.豊かな自然や歴史文化を育むまち」からは有益な情報が得られる。	ご指摘の内容を踏まえ、新たに計画の見直しに関する項目を加筆いたします。